

事務連絡

平成27年12月21日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの掲示・配布の依頼について

平素より、医療行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まっています。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまでも、政府広報（別添1チラシ）等での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところです。

今般、通知カードの送付に伴い、国民の皆様は、マイナンバー制度へのより一層の御理解をいただくとともに、マイナンバー制度に便乗した詐欺被害に御注意いただくよう、国民の皆様にとって身近な医療機関等におきまして、周知・広報に御協力賜りたく存じます。

つきましては、貴管下の医療機関等において、マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシ（別添2）を掲示又は配布いただけるよう、医療機関等へのチラシ又はその電子媒体の送付等について、御協力をお願い申し上げます。



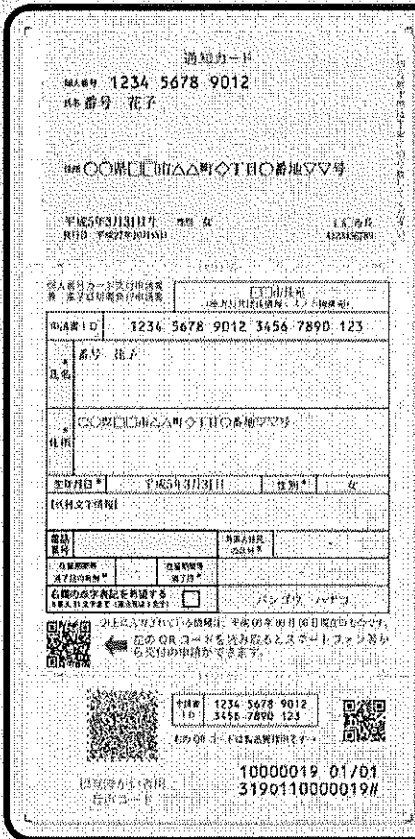
マイナンバーを順次 お届けしています。

マイナンバー(個人番号)の通知は、
住民票の住所に簡易書留で世帯ごとにお届けします。
通知は、概ね11月中には届きますので
大切に保管してください。

※10月5日時点の住民票に記載されている住所(居所を登録された方は当該居所)に届きます。



こちらの封筒が
届きます。



封筒の中に入っているもの

① 通知カード

あなたのマイナンバー(個人番号)が記載されています。
ミシン目に沿って切り離し、大切に保管してください。
「個人番号カード」の取得にも必要です。

② 個人番号カード交付申請書

必要事項を記入し、写真を貼れば、
簡単に申請ができます！
詳しくは、③ 説明用パンフレットをご覧ください。

③ 説明用パンフレット

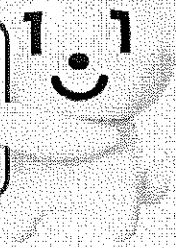
④ 個人番号カード交付申請書の
返信用封筒も入っています。



「通知カード」を受け取れなかった方は、
住民票のある市区町村にお問い合わせください。

ずっと使う番号だから、
マイナンバーは大切に。

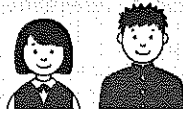
1人に1つ。
マイナンバー



平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

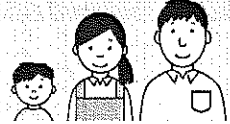
こんな場面で、あなたもマイナンバーを使います。

学生



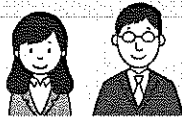
- アルバイトの勤務先に
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続に

主婦・保護者



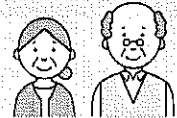
- パート・アルバイトの勤務先に
- 出産育児一時金や育休の申請時に
- 児童手当の申請時に

従業員



- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続に

高齢者・障害者など



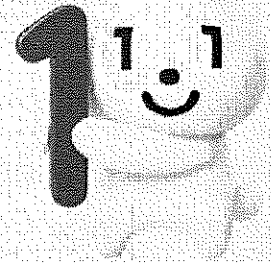
- 年金給付の手続に
- 福祉や介護の手続に
- 災害時の支援利用時に

外国人



- 中長期在留者や特別永住者などの外国人も税や社会保障等の手続でマイナンバーを使います。

ずっと
使うから
大切にね!



- マイナンバーを使う手続は法令で定められています。
- マイナンバーを使う手続では、身元確認書類による本人確認も行うため、マイナンバーだけでなりすましはできません。

マイナンバーのお問合せは

新設 マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)** 平日 9:30~22:00
土日祝 9:30~17:30
※年末年始を除く

- 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、

通知カード・個人番号カードについては	050-3818-1250	におかけください。
その他のお問合せについては	050-3816-9405	

マイナンバーについて詳しくは

マイナンバーに便乗した不正な勧誘や情報取得などにご注意ください。

役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、電話をすることはありません。お金を求めることもありません。

あやしいと思ったら **消費**者ホットライン **188** (お近くの消費生活相談窓口をご案内します。)
警察相談専用電話 **#9110** 又は最寄りの警察へ

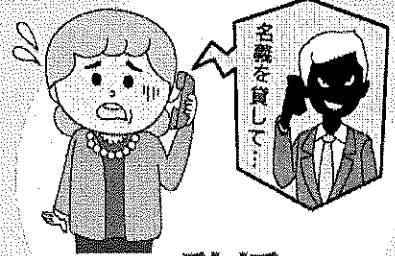


「私は大丈夫」そんなあなたが

だま 騙 される!



松平 健



言葉巧みに動揺させられ、
冷静さを失うのじゃ!

**サギ
用心!**

もしもの時の電話帳 身近な連絡先を記載して、電話の近くにお貼りください。

● 家族・親戚・ご近所の方などの連絡先

〈氏名〉	〈電話番号〉
-----	-----
〈氏名〉	〈電話番号〉
-----	-----
〈氏名〉	〈電話番号〉
-----	-----

ご注意ください
「携帯電話の番号が
変わった」は、
詐欺の可能性大!

● 「怪しいな?」と思った時の相談窓口

不審な電話や訪問、
商品の送付があった時は

消費者ホットライン
いやや!

最寄りの警察
または

☎188 ・ ☎#9110

金融機関をかたる不審な
電話などがきた時は

金融サービス利用者相談室

☎0570-016811

ご注意ください
公的機関は現金や
キャッシュカードを
電話で要求しません!

お金を要求されてもあわてずに相談窓口で確認!



マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

気を付けて!!
サギは、こんな手口で
あなたを狙っている!



被害に遭いそうになった事例

- 制度の手続に便乗してお金を要求するもの
「マイナンバーカードの登録手数料にお金が必要」などと言われ、お金を要求された。
- 情報流出があったとしてお金を要求するもの
「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらい必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ解決するためのお金を要求された。
- 個人情報聞き出そうとするもの
マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。
「マイナンバー制度の導入に伴い個人情報を調査中です」と言われ、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が口座番号、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切ってください。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- あやしいと思ったら、表面の相談窓口にご相談ください。



通知カードが届いていない方は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

マイナンバーに関するお問合せは **0120-95-0178** (無料)

※おかけ間違いのないようご注意ください。